

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区画 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	教育部	学務課	学務係	申請	小学校又は中学校の指定校の変更の許可	法令	学校教育法施行令	第8条	
2	教育部	学務課	学務係	申請	小学校又は中学校への就学義務の猶予又は免除	法令	学校教育法	第18条	
3	教育部	学務課	学務係	申請	就学援助の認定	例規	上天草市就学援助費扶助規則	第6条	
4	教育部	学務課	学務係	申請	就学奨励費の支給の決定	例規	上天草特別支援教育就学奨励費扶助規則	第5条	
5	教育部	学務課	学務係	申請	情報公開条例に基づく開示請求に対する決定	例規	上天草市情報公開条例	第11条	
6	教育部	学務課	学務係	申請	個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定	例規	上天草市個人情報保護条例	第16条	
7	教育部	学務課	学務係	申請	個人情報保護条例に基づく訂正等請求に対する決定	例規	上天草市個人情報保護条例	第23条	
8	教育部	学務課	学務係	不利益	就学援助の認定の取消し	例規	上天草市就学援助費扶助規則	第10条	
9	教育部	学務課	学務係	不利益	就学奨励費の支給の決定の取消し	例規	上天草特別支援教育就学奨励費扶助規則	第7条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部学務課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	小学校又は中学校の指定校の変更の許可
処分権者	教育委員会
根拠区分	法令
根拠規定	学校教育法施行令第8条
基準規定	上天草市小・中学校就学区域に関する規則第4条 上天草市立小中学校の就学校の指定に係る変更許可基準
審査基準	上天草市立小・中学校就学区域に関する規則 (他の学校区への転入学) 第4条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により学校区を変更しようとする者は、教育委員会の承認を得て、他の学校区の小、中学校に転入学することができる。 上天草市立小中学校の就学校の指定に係る変更許可基準による。
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部学務課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	小学校又は中学校への就学義務の猶予又は免除
処分権者	教育委員会
根拠区分	法令
根拠規定	学校教育法第18条
基準規定	学校教育法第18条 学校教育法施行規則第34条
審査基準	<p>学校教育法 第18条 前条第1項又は第2項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子(以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第1項又は第2項の義務を猶予又は免除することができる。</p> <p>学校教育法施行規則 第34条 学齢児童又は学齢生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部学務課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	就学援助の認定
処分権者	教育委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市就学援助費扶助規則第6条
基準規定	上天草市就学援助費扶助規則第2条、第6条
審査基準	<p>(支給対象者) 第2条 就学援助費の支給対象となる者は、上天草市に住所を有し、小学校又は中学校(以下「学校」という。)に在学する児童又は生徒の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、上天草市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が認定した者とする。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第2項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。) (2) 要保護者に準ずる程度に困窮している者(以下「準要保護者」という。)で、別表の認定基準に該当する者(認定等)</p> <p>第6条 教育委員会は、前条の規定に基づき申請書が提出されたときは、その内容について必要な事項を調査し、申請者の属する世帯員全員の収入額から控除額を差し引いた金額と、特別支援教育就学奨励費の国庫補助金申請の需要額測定に用いる保護基準額に対する割合(以下「保護基準額割合」という。)の1.0倍を基準とし、必要に応じて就学援助申請に係る民生児童委員意見書(様式第3号)により関係する民生児童委員の意見を聴いて、認定の決定をしなければならない。</p> <p>2 前項の保護基準額割合の算定における世帯員及び収入額並びに控除額については、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 世帯員 ア 同一の生計を営む者 イ 単身赴任者並びに就学による別居の者 ウ 住民票上別世帯であるが同一の居宅に居住する者</p> <p>(2) 収入額 ア 総所得金額 イ 退職所得金額 ウ 山林所得金額 エ 生活保護費実支給額 オ 児童扶養手当支給額 カ 養育費の決定額 キ 遺族年金受給額(課税年金に準じ所得に換算する。) ク 障害年金受給額(課税年金に準じ所得に換算する。)</p> <p>(3) 控除額 ア 社会保険料控除額(住民税算出時の控除額) イ 生命保険料控除額(住民税算出時の控除額) ウ 地震保険料控除額(住民税算出時の控除額) エ 家賃の実支払額(月額5万円を限度額とする。)</p> <p>3 教育委員会は、第1項の規定により認定を決定したときは、申請者に結果を通知するものとする。1 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者 (別表) 準要保護者の認定基準 ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止 イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第295条第1項に基づく市町村民税の非課税 ウ 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免 エ 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免 オ 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免 カ 国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免 キ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予 ク 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第4条に基づく児童扶養手当の支給 ケ 生活福祉資金貸付制度による貸付け 2 1以外の者で、次のいずれかに該当する者 ア 職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者 イ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者 ウ 学校納付金の納付状態の悪い者又は学用品若しくは通学用品等に不自由している者等で、生活状態が極めて悪いと認められる者 エ 経済的な理由により、養育する児童又は生徒の欠席日数が多い者 オ その他の事情により経済的に困窮していると認められる者</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部学務課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	就学奨励費の支給の決定
処分権者	教育委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則第5条
基準規定	上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則第2条、第5条
審査基準	<p>(支給対象者) 第2条 奨励費の支給対象となる者は、上天草市に住所を有し、小学校又は中学校(以下「学校」という。)に在籍する特別支援教育対象者の保護者で上天草市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が決定した者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に定める児童福祉施設、指定療養機関等に入所又は通院し、当該施設等において就学に係る措置費又は療養の給付を受けている児童又は生徒の保護者</p> <p>(2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第13条の規定による教育扶助が行われている児童又は生徒の保護者</p> <p>(3) 上天草市就学援助費扶助規則(平成27年上天草市教育委員会規則第7号)の規定による就学援助費の支給を受けている児童又は生徒の保護者</p> <p>(支給の決定) 第5条 教育委員会は、前条の規定に基づき調書が提出されたときは、その内容について必要な事項を調査し、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領(以下「算定要領」という。)により算出した保護者等の属する世帯の収入額と、算定要領及び特別支援教育就学奨励費の国庫補助金申請の需要額測定に用いる保護基準額により算出したその世帯の需要額の割合(以下「保護基準額割合」という。)に基づき奨励費の支給の決定をしなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、第1項の規定により支給の決定をしたときは、申請者に結果を通知するものとする。</p>
標準処理期間	30日
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部学務課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	情報公開条例に基づく開示請求に対する決定
処分権者	教育委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市情報公開条例第11条
基準規定	上天草市情報公開条例第7条、第8条、第9条、第10条
審査基準	<p>(公文書の開示義務) 第7条 実施機関は開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上從う義務を有する各大臣その他、国県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)の職務に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)、個人の事業に関する情報及び公務員等の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれのあるもの又はそのおそれがあると認める公務員の氏名。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 (3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から市民等の生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公にすることが必要であると認められるもの (4) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付すことが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めるにつき相当の理由がある情報 (6) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不當に損なわれるおそれ、不当地に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当地に利益を与えるおそれがあるもの (7) 市、県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他の当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当地に害するおそれがあるもの ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当地に阻害するおそれがあるもの エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの オ 市、県、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの (8) 議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの (部分開示) 第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。 2. 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。 (公益上の理由による裁量的開示) 第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。 (公文書の存否に関する情報) 第10条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報として保護すべき利益が害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。</p> </p>
標準処理期間	開示請求書が到達した日から起算して15日以内
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部学務課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定
処分権者	教育委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市個人情報保護条例第16条
基準規定	上天草市個人情報保護条例第17条、第18条第1項
審査基準	<p>(開示の実施) 第17条 実施機関は、前条の規定により保有個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し当該保有個人情報の開示をしなければならない。 2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 公文書に記録されている保有個人情報 公文書の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) 磁気テープ等に記録されている保有個人情報 磁気テープ等から印字装置により出力した物の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付</p> <p>3 実施機関は、前項の規定による保有個人情報の開示をすることにより、公文書又は磁気テープ等から印字装置により出力した物(以下「公文書等」という。)が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該公文書等の写しにより開示をすることができる。</p> <p>4 第15条第2項の規定は、前2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。</p> <p>(開示をしないことができる個人情報) 第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれているときは、当該個人情報の開示をしないことができる。</p> <p>(1) 法令、条例又は議会の会議規則の規定により、明らかに本人に開示をすることができないとされている情報</p> <p>(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であって、本人に開示をしないことが正当であると認められるもの</p> <p>(3) 開示請求者以外の者に関する個人情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの</p> <p>(4) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。)を除く。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該法人その他の団体又は個人に著しい不利益を与えると認められるもの</p> <p>(5) 本市と国等との間における協議、依頼、要請等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示請求者に開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの</p> <p>(6) 本市の機関内部若しくは機関相互間又は本市と国等との間における審議、検討、調査研究等に関し実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの</p> <p>(7) 本市の機関又は国等が行う事務事業に関する情報であって、開示請求者に開示をすることにより、当該事務事業又は同種の事務事業の目的の達成が著しく損なわれるおそれがあるもの、公共の安全及び秩序の維持に著しい支障を生ずるおそれがあるもの、情報を保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあるものその他本市の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれがあるものの</p> <p>(8) 第14条第2項の規定により、本人に代わって開示の請求がなされた場合であって、開示の請求の対象となった個人情報の開示をすることが、当該本人の利益に反すると認められる情報</p>
標準処理期間	開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内
更新日	平成29年3月28日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:教育部学務課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報保護条例に基づく訂正等請求に対する決定
処分権者	教育委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市個人情報保護条例第23条
基準規定	上天草市個人情報保護条例第21条、第22条
審査基準	<p>(訂正等の請求)</p> <p>第21条 第17条第1項の規定による開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。</p> <p>2 第16条第1項の決定(保有個人情報が存在しないときの決定を除く。)を受けた自己の保有個人情報が第7条の規定に違反して収集されたと認める者は、実施機関に対して、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 何人も、第9条及び第10条の規定によらないで自己の個人情報が目的外利用等適正に取り扱っていないと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの目的外利用等の中止の請求をすることができる。</p> <p>4 何人も、自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止</p> <p>5 第14条第2項の規定は、前各項に規定する訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止(以下「利用停止」という。)(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。</p> <p>(訂正等の請求の方法)</p> <p>第22条 訂正等の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 訂正等の請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 訂正等を求める内容</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか規則で定める事項</p> <p>2 前条第1項に規定する訂正等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正等を求める内容が事実に合致することを証明する資料を提出しなければならない。</p> <p>3 第15条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。</p>
標準処理期間	訂正等の請求のあった日の翌日から起算して30日以内
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:教育部学務課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	就学援助の認定の取消し
処分権者	教育委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市就学援助費扶助規則第10条
基準規定	上天草市就学援助費扶助規則第10条
処分基準	<p>(認定の取消し等)</p> <p>第10条 教育委員会は、認定者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取消すことができる。この場合において、認定者が就学援助費の支給を既に受けているときは、認定者はその全部又は一部を返還しなければならない。</p> <p>(1) 第2条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。</p> <p>(3) 教育委員会において認定が適当でないと認めたとき。</p> <p>(4) 前条の規定に基づき認定取下げの届出があったとき。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定に基づき認定を取消したときは、その旨、認定者に通知するものとする。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月28日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:教育部学務課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	就学奨励費の支給の決定の取消し
処分権者	教育委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則第7条
基準規定	上天草市特別支援教育就学奨励費扶助規則第7条
処分基準	(決定の取消し等) 第7条 教育委員会は、奨励費の支給の決定を受けた者が、支給の決定後、次の各号のいずれかに該当したときは、奨励費の支給の決定を取消すものとする。この場合において、支給の決定を取消された者が奨励費の支給を既に受けているときは、支給の決定を取消された者はその全部又は一部を返還しなければならない。 (1) 奨励費の支給を辞退したとき。 (2) 第2条に規定する支給対象者に該当しなくなったとき。 (3) 生活保護法に基づく教育扶助の受給者となったとき。 (4) 虚偽の申請その他不正な手段により決定を受けたとき。 (5) 収入額の変更により教育委員会が奨励費の支給決定の取消しが必要と認めたとき。
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月28日